

## 市川市公民館プール監視等業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 市川市公民館プール監視等業務委託
- 2 業務目的 本業務は、対象施設に起こりうる事故等の発生を警戒、予防するための適正な業務計画書を作成し、それに基づき業務を行うことにより、市川市公民館プールにおいて、安全監視、水質管理及び点検清掃等を行い、市民サービスの向上を図り、安全の確保及び公衆衛生の増進することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市本行徳12番8号 本行徳公民館プール 外2館
- 4 委託期間 令和8年6月19日から 令和8年9月15日まで
- 5 対象施設及び業務従事者の要件

### (1) 対象施設

No.	施設名	施設場所
1	本行徳公民館プール	市川市本行徳12番8号
2	信篤公民館ミニプール	市川市高谷1丁目8番1号
3	西部公民館ミニプール	市川市中国分2丁目13番8号

### (2) 業務従事者の配置及び資格要件

- ア) 受託者は、プールの規模、形状を把握し、プールの監視及び管理運営等に関する適正な人員を各業務に配置し、安全に業務を遂行できる人員体制を常に確保するものとする。
- イ) 受託者は、業務全般の責任者として統括責任者を1名選任し、選任届を委託者に提出すること。なお、統括責任者は本行徳公民館プールに配置するものとする。
- ウ) 統括責任者は、当該受託者と直接的かつ、恒常的な雇用関係にある正社員で、常時継続的に当該業務においてその職務に従事するものとする。
- エ) 統括責任者は、市民からの問い合わせや要望があった時は真摯に対応すること。又、受託業務外の内容についてはその内容を施設の管理に携わる者で委託者が指定した者（以下「管理責任者」という。）に連絡すること。
- オ) 統括責任者は、プール施設を安全かつ衛生的に管理運営するための知識及び能力を有する者で、下記、「表1」、「表2」両方の資格を有するものとする。

【表1】 下表のいずれかの資格を有するものとする。

	受講内容	資格
一般財団法人 日本赤十字社	水上安全法【救助員Ⅰ養成講習】	水上安全法救助員Ⅰ
公益財団法人 日本水泳連盟 又は 公益財団法人 日本スポーツ協会	共通科目Ⅰ コーチ1専門科目	公認 水泳コーチ1
	共通科目Ⅱ コーチ2専門科目	公認 水泳コーチ2
公益財団法人 日本スポーツ施設協会	公認水泳指導管理士養成講習会	公認 水泳指導管理士
公益社団法人 日本プールアメニティ協会	プール衛生管理者講習会	プール衛生管理者

【表2】

	受講内容	資格
社団法人 全国警備業協会	施設警備(1号警備業務)又は、雑踏警備(2号警備業務)	警備員 (基本教育及び業務別教育の修了者)

カ) 統括責任者を変更する場合は、業務に支障をきたすことなく統括責任者としての資格要件を満たす者と交代させ、委託者に報告すること。

キ) プール監視員（以下「監視員」という。）は、次の資格を有する者とする。

- ① 施設警備（1号警備業務又は、2号警備業務）の「基本教育」及び「業務別教育」を終了した警備員。
- ② 普通救命講習会（市町村消防局主催）や（財）日本赤十字社の主催する救急法の基礎講習を終了し習得した者。または、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、窒息の手当、止血の方法等の使用を習得した者。

ク) 配置する監視員及び巡回員については、あらかじめ業務従事者名等を書面に記載し、管理責任者及び委託者へ提出するものとする。

## 6 業務内容

受託者は統括責任者を通じて全業務従事者の管理、教育を徹底し、各業務に対して適切な指示を行うものとする。また、規模や過年度の利用状況を勘案し、利用者の安全を十分配慮するとともに、清潔な環境で円滑な業務の履行が可能な人員を確保・配置し、以下に掲げる業務を適正に遂行するものとする。

- 監視業務（受付含む）
- 巡回業務
- 清掃業務
- 水質管理業務
- 消毒業務
- 施設の維持管理

なお、統括責任者は、日常業務として以下に掲げる業務を行うものとする。

- ① 業務全体の監督及び指揮
- ② 従事者の管理及び教育
- ③ 利用者人数の把握及び問合せの対応（本行徳公民館プールの入場受付含む）、循環浄化装置及びプールの水質管理
- ④ 事故等の緊急事態の対応及び報告
- ⑤ 苦情、要望等の対応及び報告
- ⑥ 備品及び消耗品の管理（塩素、珪藻土等、水質検査薬品、救急箱、非接触体温計）
- ⑦ 業務開始終了連絡、施設安全確認の連絡
- ⑧ 施設の鍵の管理及び施錠確認
- ⑨ 各種報告書の作成

#### （１）監視業務

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を適切かつ迅速に行うものとする。

##### ア）本行徳公民館プールの監視

- ① 25mプール及び幼児プールは4部制での開場とし、スケジュールは下記の通りとする。

時間	内容
～9時00分	開場前点検・日常清掃
9時00分～10時30分	プール開場①
10時30分～11時00分	利用者入替
11時00分～12時30分	プール開場②
12時30分～13時30分	利用者入替
13時30分～15時00分	プール開場③
15時00分～15時30分	利用者入替
15時30分～17時00分	プール開場④
17時00分～	閉場後点検

- ② 休憩時間には、排（環）水口の鉄蓋の固定ボルトを堅固に締め直すこと。また、近くで遊ばせない（溜らせない）こと。
- ③ 監視台を使用する際、監視中は緊急時、救助及び交代時以外監視台から降りないこと。
- ④ 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- ⑤ 幼児プールは、保護者が同伴した幼児（25mプールが利用できない幼児）が水に親しむため、25mプールのプールサイドに設置しているもので、保護者が自己責任において監視を行うことを周知すること。
- ⑥ 一回の入場は100人までとし、開場中は入退場数を把握すること。ただし、入場人数は感染症対策等で変更の場合あり。
- ⑦ ロッカー更衣室を使用する利用者へ鍵を持ち帰らせないこと。

イ) 信篤・西部公民館ミニプールの監視

- ① ミニプールは2部制での開場とし、スケジュールは下記の通りとする。

時間	内容
9時30分～10時00分	開場前点検・日常清掃
10時00分～12時00分	プール開場①
12時00分～13時00分	利用者入替
13時00分～15時30分	プール開場②
15時30分～17時30分	閉場後点検・排水給水作業

- ② 信篤公民館ミニプールの定員は15名、西部公民館ミニプールの定員は10名（保護者は人数に含めない）とし、開場中は入退場数を把握すること。ただし入場人数は感染症対策等で変更の場合あり。

ウ) 共通事項

- ① 入場者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行うこと。
- ② 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行うこと。
- ③ 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。（利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。） また、小学校低学年以下の子どもを連れてくる保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- ④ プール場内での禁止事項・プールごとの留意事項・持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。
- ⑤ 監視員は水着を着用し、監視員とわかる容姿であること。
- ⑥ 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- ⑦ 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- ⑧ 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- ⑨ 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- ⑩ 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- ⑪ ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- ⑫ 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があつた場合は、直ちに委託者に報告すること。
- ⑬ 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。
- ⑭ プールは、1時間毎に利用者をプールから上がらせ10分間の休憩を設けること
- ⑮ 迷子を保護した場合は、必要に応じて委託者に報告すること。
- ⑯ AEDの必要な場合は、直ちに公民館へ借受けること。
- ⑰ 各回利用者の入れ替えを実施すること。

(2) 巡回業務

巡回員は、信篤公民館、西部公民館のミニプールを巡回（1日2時間程度）し、業務日誌、管理日誌の確認、消耗品の搬入搬送、施設の安全確認をおこない巡回日誌（日時、巡回者、確認（連絡）事項）を作成するものとする。また、事故等に遭遇した場合は、監視員と協力し、適切かつ迅速に対応を行うものとする。

(3) 清掃業務

プール施設的环境美化に努め、常に良好な衛生環境を維持するよう清掃、除草、ごみの収集を行うものとする。

ア) 開場準備清掃（1回実施）プールを開場するための開場準備清掃

清掃場所	本行徳公民館プール	信篤公民館、 西部公民館ミニプール	
プール水槽(小型高圧洗浄機)	○	×	
プールサイド(小型高圧洗浄機)	○	×	
本行徳公民館プール管理棟の外壁、通路 (小型高圧洗浄機)	○	×	
プール水槽(人力洗浄)	×	○	
プールサイド(人力洗浄)	×	○	
本行徳公民館プー ル管理棟部分	外壁、壁、床	○	×
	事務室	○	×
	倉庫	○	×
	機械室	○	×
	ロッカー、更衣室 (男女)	○	×
	トイレ(男女)	○	×
	腰洗槽	○	×
管理棟の通路	○	×	
防除作業(そ族昆虫)※1	○	×	

※1 本行徳公民館プール管理棟(事務室、ロッカー更衣室、トイレ)の防除作業(そ族昆虫)を7月開場前に1回実施すること。

イ) 日常清掃

開場に支障のないようにプール施設及び周辺の清掃を行うこと。

- ① 本行徳公民館プールは、水中クリーナーや虫取り網等を使用しプール水槽の清掃を行うこと。
- ② 信篤・西部公民館ミニプールは、毎日、プール水槽の水抜き（排水）をするので、清掃は、なるべくプールの水を使用しながら行うこと。
- ③ プールサイド等の濡れ場所は、藻類が発生し、滑りやすいため、デッキブラシ等で念入りに清掃を行うこと。
- ④ ガラス、石等の危険物にも注視し清掃を行うこと。

(4) 水質管理業務

千葉県遊泳用プール行政指導指針に基づき、プールの水質管理を行うものとする。なお、水質の基準を超える場合には、委託者の指導により対策を講じること。

ア) 定期検査

受託者は、外部検査機関へ検査を依頼し、定期検査報告書を委託者に提出すること。

検査項目	回数
水素イオン濃度(pH値)	開場前及び月に1回以上行うこと。 (7月の開場前及び8月に各1回以上実施)
濁度	
過マンガン酸カリウム消費量	
大腸菌、一般細菌	
総トリハロメタン	委託期間内に1回以上、水温が高めの時期(通年営業又は夏期営業の遊泳プールにあつては、6月から9月までの時期)に測定をすること。
レジオネラ菌	

イ) 日常検査

検査項目に基づき管理日誌(別紙5、別紙6)を作成すること。

検査項目	回数	基準等	備考
色及び濁り	1時間毎	水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度であること。	目視確認
水温		22度以上	水温と気温を足した温度が50度程度
気温			
残留塩素濃度		0.4mg/l以上1.0mg/l以下とすること。	○本行徳公民館プール(対角線により3箇所水面下20cm) ○本行徳公民館幼児プール(1箇所) ○信篤・西部公民館ミニプール(1箇所)
水素イオン濃度(pH値)	午前・午後 1回	pH値5.8以上8.6以下であること。	本行徳公民館プールのみ (対角線により3箇所水面下20cm)
濁度	1日3回 (午前・午後)	循環ろ過装置の出口より採水。 濁度濃度0.5度を超えない範囲。	本行徳公民館プールのみ

ウ) 本行徳公民館プールの循環浄化装置(濾過装置)

- ① 委託者が外部機関に保守点検業務委託を履行させるため、受託者はこれに立会い、稼働確認及び操作方法の確認を行うこと。
- ② 循環浄化装置(濾過装置他)が故障した場合は、委託者へ連絡を行うこと。
- ③ 循環浄化装置(濾過装置他)の仕組み等を理解し、安全に運転及び操作を行うこと。

エ) 信篤・西部公民館ミニプールの水質管理

- ① 毎日、業務終了後(15時30分以降)にプール水槽の水抜き(排水)を行うと共に清掃を行うこと。(濾過装置設備なし)
- ② 水抜き(排水)及び清掃の終了後、給水を行うこと。
- ③ 公民館に給水開始報告を行うこと。(公民館職員が給水の止水作業を行うため)
- ④ 業務開始(10時00分)までにプール水槽の水を適正な量に調整すること。

オ) その他

- ① 本行徳公民館プールは、適時、給水し水質の向上に努めること。無駄なオーバーフローがないように調整を行うこと。
- ② 本行徳公民館幼児プールは、適時、給水し水質の向上に努めること。
- ③ 本行徳公民館プールは、1日1回（8時40分ごろ）水道メーターを確認し、使用水量を管理日誌（別紙6）に記録すること。漏水の疑いがある場合は、委託者へ連絡を行うこと。

7 その他業務実施上の留意点

(1) 安全等の確保

- ア) 受託者は、業務の実施に際しては、プール施設内における事故の発生を未然に防止するための必要な措置をとり、プール利用者の安全確保に努めなければならない。
- イ) 施設利用上の注意点、禁止事項を利用者に周知し、事故の未然防止に努めるものとする。
- ウ) 事故が発生した場合には人命救助等を行い、直ちに委託者及び消防署その他関係機関に報告するものとする。
- エ) 事故発生の場合は、適切な救助活動を行い、原因・程度・内容を把握し、再発防止に努め、委託者に事故の状況・措置等について報告し、指示を受けること。
- オ) 受託者は、業務の実施に際しては、プール及びミニプール監視員に対し救命講習及び安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。

(2) 光化学スモッグ発令時の対応

- ① 光化学スモッグ注意報の発令時は、「光化学スモッグ注意報発令中」の看板を掲示するとともに、発令された旨を利用者に周知すること。
- ② 光化学スモッグの警報及び緊急報の発令時は、直ちにプールの遊泳を中止し、公民館へ一時避難させること。また、解除されるまでプールを開場しないこと。

(3) 利用者への周知

受託者は、利用上の注意、注意箇所等を掲示及び指示により利用者に周知する。また、掲示する際は、見やすい場所に設置し、子供から高齢者まで理解できるようにすること。

- ① 水着以外のものを着用しプールに入らないでください。  
(ラッシュガード可、ウエットスーツ着用の際は監視員に確認してください)
- ② 危険物は一切持込まないでください。
- ③ 幼児は保護者同伴でご利用ください。
- ④ 酒気帯びの方や伝染性疾病者の方はご利用できません。
- ⑤ 気分が悪くなったら監視員に申し出てください。
- ⑥ 適度に水分を補給し、体調管理をおこなってください。
- ⑦ プール施設での食事は禁止します。
- ⑧ プール施設では走らないでください。
- ⑨ プールへ入る時は、シャワーを浴び準備体操などを行ってください。
- ⑩ 飛び込みや潜水、悪ふざけなど他の利用者に迷惑をかけることはしないでください。
- ⑪ プールでは、眼鏡、水中メガネ（ゴーグルを除く）、足ひれ、シュノーケリングの使用を禁止します。ただし、子供の保護等で眼鏡が必要な場合、眼鏡を落とさないように

ゴムバンドで固定してください。

- ⑫ サンオイル、日焼け止めを使用しプールに入らないでください。
- ⑬ 各プール浮輪等ご利用できますが、混雑時は使用できない場合がありますので監視員の指示に従ってください。
- ⑭ 他人の写真または動画撮影を目的とした行為は禁止します。
- ⑮ ロッカーは、なるべく一つのロッカーをご使用ください。(本行徳公民館プール)
- ⑯ 天候等により開場期間及び開場時間を変更する場合があります。
- ⑰ 監視員の指示に従ってください。
- ⑱ 監視員の指示により一時又は、終日プールの使用をご遠慮いただく場合があります。
- ⑲ お忘れ物のないようにお帰りください。

#### (4) プール使用の禁止

利用者が下記に類する場合、一時又は、終日、入場させず又は退場させるものとする。

- ① 監視員の指示に従わない者。
- ② 飲酒している者。
- ③ 体調が悪そうな者。
- ④ 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる行為をする者。
- ⑤ プールの利用及び管理に支障となることをする者。
- ⑥ 施設を使用することがその者にとって危険である場合。

#### (5) プール開場の中止時の対応

災害、事故等により開場期間及び開場時間の変更、さらに開場を一時又は、終日、閉場とする場合がある。委託者と受託者で協議の上、委託者が決定を行うものとする。

- ① プール開設日当日に、下記に掲げる事項の場合、プール及びミニプールの開場を中止するものとする。中止の決定は委託者が行うものとする。
  - ・雨天の場合（気象庁から気象警報、注意報が発令された場合等）
  - ・著しく気温の低い場合 ・水温より気温が低い場合
  - ・光化学スモッグが発令された場合 ・その他開場が困難だと思われる場合
- ② 受託者は、プール利用時間の間、利用者等からの電話対応に努めなければならない。
- ③ 受託者は、中止を知らずに来場した利用者等の対応に努めなければならない。

#### (6) 緊急時の対応

受託者は、事故・災害等が発生した場合、臨機に対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

緊急事態の発生時は、適切かつ迅速に救助活動を行い、委託者へ速やかに連絡するとともに、対応経過を時系列に日時、氏名、内容がわかる事故報告書を提出するものとする。

- ① 危険箇所に利用者を近づけないこと。
- ② 利用者を速やかに避難させること。
- ③ 傷病者を救助し安全な場所へ搬送すること。
- ④ 必要に応じて救急車を要請すること。

(7) 軽度な怪我の対応

利用者が擦過傷など軽度な怪我をした場合、消毒、絆創膏などを使用し、適切な応急処置を行い、日時、場所、処置内容、傷病者（連絡先）、処置者がわかる医務日誌を作成するものとする。

(8) 鍵の取扱い管理

預託された施設の鍵の取扱いについては、業務計画書に定めるものとし、次の事項を遵守する。

- ① 厳重に保管する。
- ② 複製しない。
- ③ 業務期間終了時に返却する。
- ④ 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により行うものとする。

(9) 遺失物の取り扱い

委託者は、拾得物及び遺失物は、日時、場所、拾得者（遺失者）、拾得物、本人の受領がわかる拾得物表を作成し、記載漏れが無いよう記録するものとする。

遺失物を発見した時は、発見日時及び品目を管理日誌に記載した後、遺失者が現れれば確認して引渡し、遺失者の届出がない時は発見日時から1週間以内に所轄の警察に届け出るものとする。

(10) 研修・教育

受託者は、業務従事者が円滑に業務を遂行できるように、以下に掲げる事前講習会を実施するとともに、研修、教育を徹底するものとする。

- ① プールの構造及び維持管理
- ② プール施設内での事故防止対策
- ③ 事故発生等緊急時の措置と救護
- ④ 緊急事態の発生を想定した実地訓練
- ⑤ 警備業務としての基本教育及び業務別教育
- ⑥ 水質管理、日常検査について

(11) 備品類及び消耗品

プールの維持管理に必要な清掃道具、備品、消耗品（塩素、珪藻土、水質検査薬品、救急箱、非接触体温計）は、受託者が用意し、適正に管理すること。また、保管場所は、鍵の掛かる場所とし、委託者と受託者で協議の上、決定すること。

- ① 塩素、珪藻土、水質検査薬、測定器は、取扱いに十分注意し、使用量、使用方法を適正に行うこと。
- ② 清掃用具は整理整頓し保管すること。
- ③ 救急箱に消毒液や絆創膏、テープ、ガーゼ、ピンセット、脱脂綿などを用意し、使用期限等を守り、適正に使用すること。

#### (12) 業務完了時の実施事項

受託者は、業務完了時に、速やかに施設を原状に復旧（掲示物類も剥がす）し、完了届の提出後、委託者より完了確認を受けること。

- ① プール施設の清掃を行うこと。
- ② 使用用具は、翌年の使用に支障のないように指定場所へ整理整頓し収納すること。
- ③ 本行徳公民館プールの水道メーターは、最終確認を委託者と受託者の立会いのもと数値を確認し、管理日誌に記録すること。
- ④ 施設の最終施錠確認を委託者と受託者の立会いのもと行うこと。

#### (13) 損害賠償保険

受託者は、この業務の履行に当たり委託者又は第三者に損害を及ぼした場合、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

※対人賠償：1名につき1億円以上

#### (14) 費用負担

- ア) 光熱水費は、委託者が負担するものとする。
- イ) 業務に必要な器具、消耗品、医療材料等は、受託者の負担とするものとする。

### 8 添付資料

- (1) 別紙1 プールの概要と主要な設備について
- (2) 別紙2 公民館プール案内図
- (3) 別紙3 会場準備安全点検表
- (4) 別紙4 ミニプール巡回日誌
- (5) 別紙5 ミニプール管理日誌
- (6) 別紙6 本行徳公民館プール管理日誌
- (7) 別紙7 公民館プール医務日誌
- (8) 別紙8 日常安全点検表
- (9) 別紙9 完了届

## 9 業務実施日及び業務時間

### (1) 本行徳公民館プール

#### ア) 開設期間

令和8年7月21日(火)から令和8年8月30日(日)まで

#### イ) 開設時間

施設名	開設時間(4部制)	閉設日
本行徳公民館プール 【開設期間】 <u>35日間</u>	1. 9時00分から10時30分まで 2. 11時00分から12時30分まで 3. 13時30分から15時00分まで 4. 15時30分から17時00分まで	7月27日(月)、8月3日(月)、 8月10日(月)、8月11日(月)、 8月17日(月)、8月24日(月)、 8月31日(月)

### (2) 信篤公民館・西部公民館ミニプール

#### ア) 開設期間

令和8年7月21日(火)から令和8年8月30日(日)まで

#### イ) 開設時間

施設名	開設時間(2部制)	閉設日
信篤公民館ミニプール 【開設期間】 <u>35日間</u>	1. 10時00分から12時00分まで 2. 13時00分から15時30分まで	7月27日(月)、8月3日(月)、 8月10日(月)、8月11日(月)、 8月17日(月)、8月24日(月)、 8月31日(月)
西部公民館ミニプール 【開設期間】 <u>35日間</u>		

### (3) 業務実施日

上記(1)、(2)の開設期間(開設日)及び開設前後の清掃日

### (4) 業務時間

開設前後の清掃時間及び開設日のプール等利用時間、準備・整理時間

## 10 提出書類及び報告書

### (1) 提出書類

受託者は、業務開始前に次に示す書類を、委託者に提出するものとする。

- ア) 業務計画書(業務工程表、配置図、従事者名簿(資格書など))
- イ) 連絡体制図(通常及び緊急)
- ウ) 使用する塩素、珪藻土、水質検査薬の製品カタログ
- エ) 損害賠償保険証の写し

### (2) 報告書

受託者は、業務履行状況(日時、氏名(従事者)、業務内容)がわかる報告書を作成し、委託期間終了日までに業務完了報告書及び完了届(市指定用紙)を委託者へ提出するものとする。

ア) 業務報告書

- ① 業務前、業務中及び業務終了後の履行状況がわかる写真及び報告書。
- ② 写真は、黒板（あるいはホワイトボード）等に撮影年月日を明記し、撮影場所が判別できる背景を入れること。

イ) 業務日誌類

- ① 巡回日誌（別紙４）
- ② ミニプール管理日誌（別紙５）
- ③ 本行徳公民館プール管理日誌（別紙６）
- ④ 医務日誌（別紙７）
- ⑤ 日常安全点検表（別紙８）

ウ) その他

- ① プール利用者人数集計表受付名簿
- ② 拾得物表
- ③ 水質定期検査報告書
- ④ 開場準備安全点検表（別紙１）
- ⑤ 事前講習会の報告書（講習内容のわかるもの）
- ⑥ 防除作業報告書
- ⑦ 事故報告書
- ⑧ 従事者出勤簿
- ⑨ 来年度に向けての提案事項
- ⑩ 利用者等からの苦情、要望等事項
- ⑪ プール施設の破損事項

エ) 完了届（別紙９）

1.1 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、監視業務において、利用者の増加、施設の不良、災害など不測の事態が生じ、危険と判断した場合には、委託者へ速やかに連絡するものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約期間の終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び業務の履行に当たっては、最新の労働基準法、労働安全法、千葉県遊泳用プール行政指導指針、遊泳用プールの衛生基準、プールの安全標準指針、警備業法、警備業法施行規則、その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 受託者は、水資源の有効活用にも留意すること。
- (8) 受託者は、利用者からの要望、苦情等があった場合には誠実に対応し、適切かつ迅速に解決を図るとともに、その状況を委託者に報告するものとする。

- (9) 委託者は、緊急かつ必要と認められるときは受託者に対し、必要な措置を命じかつその措置について結果を報告させることができる。
- (10) この業務委託を一括して、第三者に委託することを禁止する。但し、下請契約を行う場合は、委託者に下請契約書及び業務内容について書面をもって報告すること。
- (11) 台風や事故などの緊急時または、水不足及び異常濁水等でプールの開場を一時中止にする場合等は、人員配置及び契約金額の減額等について、委託者と受託者双方で協議することができるものとする。
- (12) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

## プールの概要と主要な設備について

## (1) プールの規模

施設名	形状(m)	水深(m)	容積(m <sup>3</sup> )	備考
本行徳公民館プール(25mプール)	25.0×13.0	0.9 ~ 1.1	357	FRP製 6コース
本行徳公民館プール(幼児用) プールサイドに設置	2.35×1.07	0.4	1.0	FRP製
信篤公民館ミニプール(シャワー有り)	5.46×7.0	0.4 ~ 0.55	21.0	アルミ製 変形型
西部公民館ミニプール(シャワー有り)	5.0×4.0	0.3 ~ 0.5	10.0	FRP製 変形型

## (2) 主要な設備及びその他

## ① 本行徳公民館プール

ア. 循環浄化装置一式 (機械室内)

イ. 濾過過式 (滅菌機含む) トースイ製 TSC (珪藻土式)

ポンプメーカー 日立 JD80X65B-55. F型

モーターメーカー日立 EFOUP-KK

ウ. 管理棟 (軽量鉄骨造り平屋66.5m<sup>2</sup>)

事務室、倉庫、機械室、ロッカー更衣室 (男子: 60人/個、女子: 60人/個)

トイレ、屋外シャワー設備、腰洗槽等。

## ② 過去の推移

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本行徳公民館プール (25mプール、 幼児プール)	実施なし	2,300人	2,706人	3,159人	3,325人
信篤公民館ミニプール	実施なし	171人	235人	118人	121人
西部公民館ミニプール	実施なし	97人	99人	88人	87人

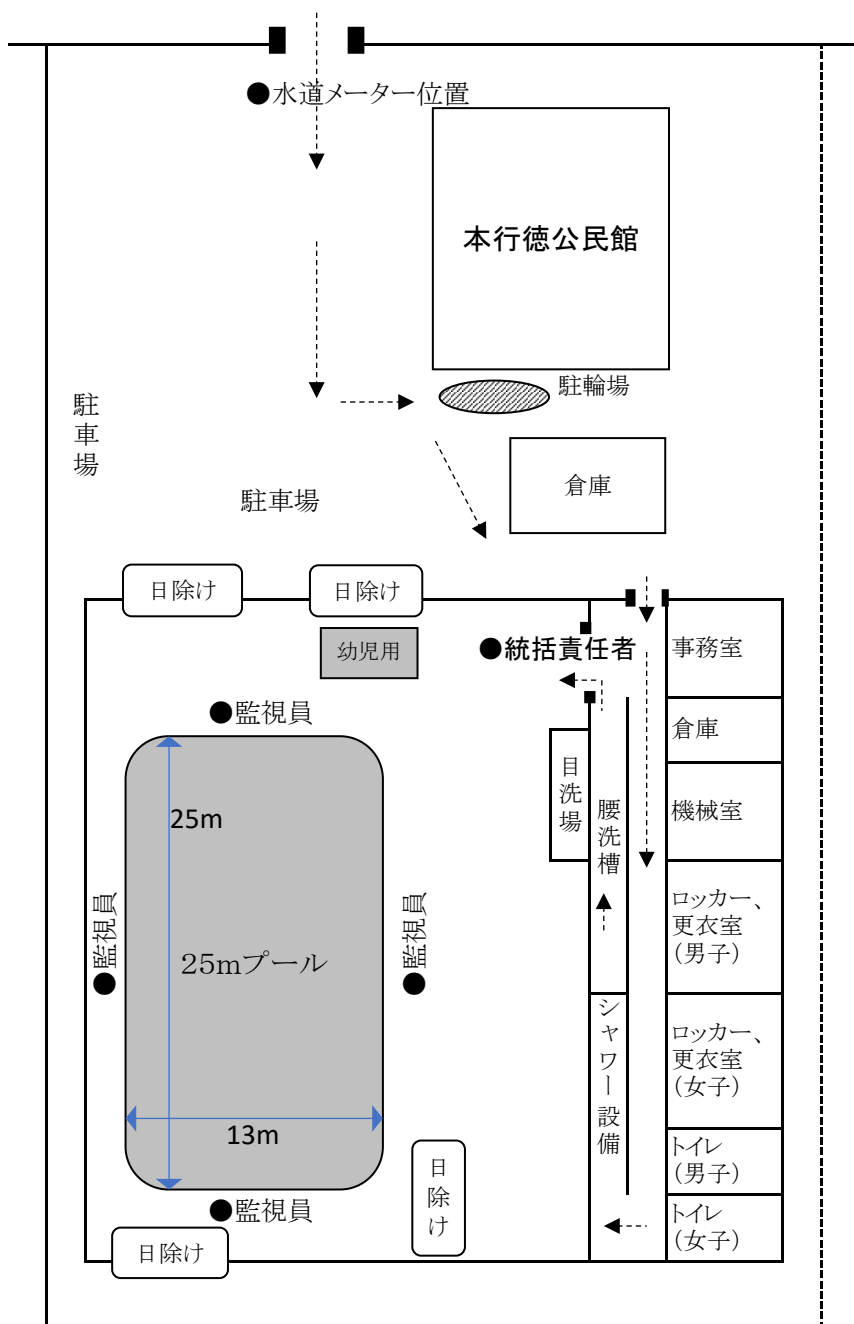
公民館プール案内図

市川市本行徳公民館プール

- 25mプール  
○大きさ 25m×13m ○深さ 0.9mから1.1m
- 幼児プール(プールサイドに設置)  
○2.35m×1.07m ○深さ 0.4m

配置計画(参考)

統括責任者(受付)	1ポスト
監視員	4ポスト
巡回員※	1ポスト
計	6ポスト



※巡回員は信篤公民館及び西部公民館ミニプールを巡回

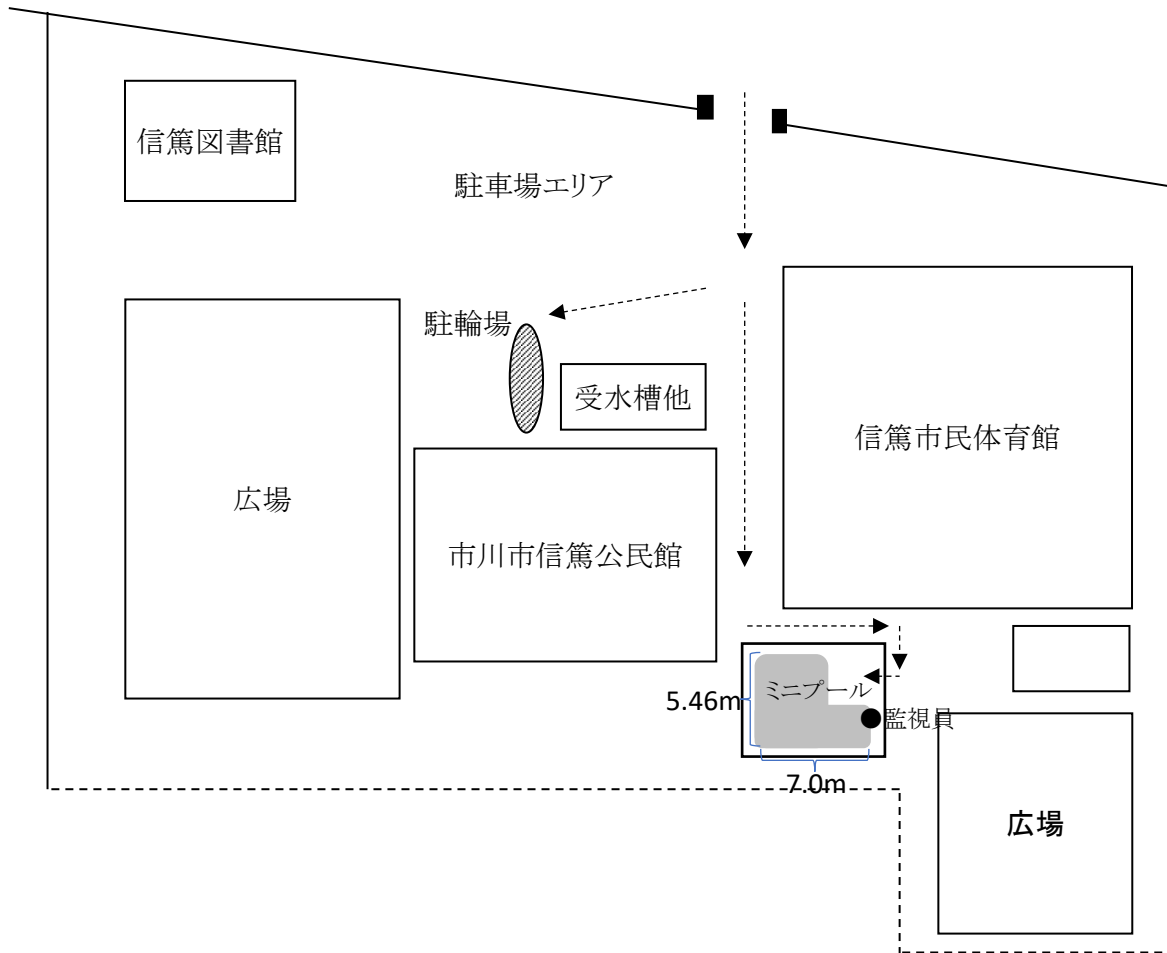
市川市信篤公民館ミニプール

○大きさ 5.46m×7.0m ○深さ 0.4mから0.55m  
※日除け、シャワーあり

配置計画(参考)

監視員

1ポスト  
計 1ポスト



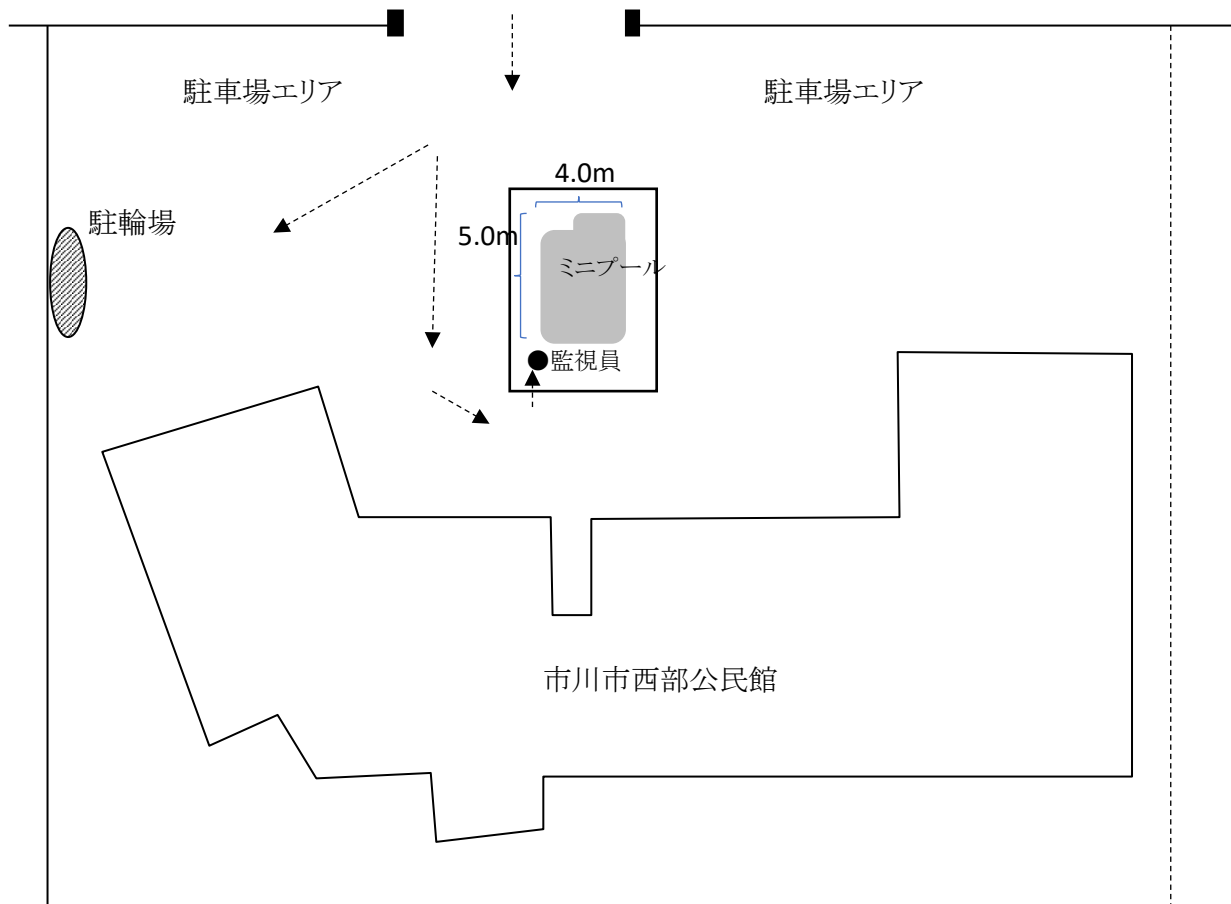
市川市西部公民館ミニプール

配置計画(参考)

○大きさ 5.0m×4.0m ○深さ 0.3mから0.5m  
※日除け、シャワーあり

監視員

1ポスト  
計 1ポスト



## 開場準備安全点検表

施設名	プール名		
点検者	点検日	年 月 日( )	時 分
点検項目	点 検 内 容		点検結果
統括責任者	統括責任者としての役割を認識し適切な者であるか		適 否
	従事者にそれぞれの役割を認識させ、適切な配置計画を行っているか		適 否
	水質定期検査(開場前)は行ったか		適 否
	各プール施設は、安全に開場できる状態であるか		適 否
循環浄化装置等の機械操作を行う者	濾過装置等の操作する者は、装置の構造、取扱い方法等の知識を有したものであるか		適 否
	安全に運転及び操作を行える者であるか		適 否
監視員	監視員としての業務が遂行できるか		適 否
	十分な数の監視員が確保されているか		適 否
	制服、帽子等で監視員と認識できる服装であるか		適 否
従事者の教育	従事者に対してそれぞれの役割を認識させているか		適 否
	従事者に対して事前講習会をおこなったか		適 否
	緊急時の実技訓練は行ったか		適 否
管理日誌	日誌類を備えてあるか		適 否
救命用具等	救命具等の配置場所を従事者全員が把握しているか(AED, 救急箱など)		適 否
	緊急連絡(フロー)は従事者全員が把握しているか		適 否
清掃	プール水槽及びプールサイドの清掃を行い衛生的であるか		適 否
	トイレ、機械室、ロッカー室は、清掃を行い衛生的であるか		適 否
	プール周辺の清掃をおこなったか		適 否
安全確認	プール水槽及びプールサイドに危険箇所や異物等はないか		適 否
	蓋等や、吸込み防止金具はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか		適 否
	排(環)水口は、給排水溝付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか		適 否
	利用者の導線に危険箇所や異物等はないか		適 否
	監視台には破損箇所等ないか		適 否
循環浄化設備	濾過装置等は正常な運転が可能であるか		適 否
	薬剤の保管場所は適当か		適 否
	薬剤の保管状況は良好か		適 否
	破損箇所、緊急修繕を行う箇所はないか		適 否
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか		適 否
換気設備	効果的な換気を行える換気設備があるか		適 否
	故障又は破損のものはないか		適 否
照明設備	照度が必要である箇所での照度は確保できているか		適 否
	故障又は破損のものはないか		適 否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか		適 否
情報案内	利用者に分かりやすいように掲示してあるか		適 否

月 日 ( )

統括業務責任者	巡回者氏名
印	

	施設名	到着時間	出発時間	指導内容
午前				
午後				
事務連絡				

月 日 ( )

統括業務責任者	巡回者氏名
印	

	施設名	到着時間	出発時間	指導内容
午前				
午後				
事務連絡				

# ミニプール管理日誌

公民館

月 日 ( )

統括業務責任者	午前		午後		合計		監視員氏名	
	天気	入場者数	人	人	人	人		
印								
測定時間	開園前	10時	11時	12時(正午)	13時	14時	15時	閉園後
気温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	
水温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	
残留塩素濃度 ※1		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
塩素投入量 ※2		g	g	g	g	g	g	
排水口点検 ※3								
危険物の確認 ※4								
※1. 残留塩素濃度は0.4ppm～1.0ppmの範囲を保てるよう調節すること。(ppm≒mg/l) ※2. 単位は変更しないこと。(塩素投入量は“1袋”や“1個”など曖昧な表記はしないこと。) ※3. 吸込み防止のカバーがネジ・ボルト等により固定されており、力を加えても外れる恐れがないこと、また詰り等の不具合がないことを確認すること。 ※4. プール内およびプールサイドにガラス等の危険物が落ちていないことを確認すること。								
作業時間			作業内容					
午前								
午後								
事務連絡								

公民館

月 日 ( )

統括業務責任者	午前		午後		合計		監視員氏名	
	天気	入場者数	人	人	人	人		
印								
測定時間	開園前	10時	11時	12時(正午)	13時	14時	15時	閉園後
気温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	
水温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	
残留塩素濃度 ※1		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
塩素投入量 ※2		g	g	g	g	g	g	
排水口点検 ※3								
危険物の確認 ※4								
※1. 残留塩素濃度は0.4ppm～1.0ppmの範囲を保てるよう調節すること。(ppm≒mg/l) ※2. 単位は変更しないこと。(塩素投入量は“1袋”や“1個”など曖昧な表記はしないこと。) ※3. 吸込み防止のカバーがネジ・ボルト等により固定されており、力を加えても外れる恐れがないこと、また詰り等の不具合がないことを確認すること。 ※4. プール内およびプールサイドにガラス等の危険物が落ちていないことを確認すること。								
作業時間			作業内容					
午前								
午後								
事務連絡								

課長	主幹	担当

## 本行徳公民館プール管理日誌

令和 年 月 日

曜日

時刻		8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:00
残留塩素 (mg/l)	一般	A								
		B								
		C								
幼児										
清掃 / 消毒			-		-		-		-	
時刻		8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:00
気温 °C										
水温 °C	一般									
	幼児									
水素イオン濃度 °C PH	一般	—		—	—		—	—	—	—
	幼児	—		—	—		—	—	—	—
濁り	一般									
	幼児									
色	一般									
	幼児									
時刻		8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:00
濁度	濾過機吐出側		—	—	—		—	—	—	—
排水溝点検			—	—	—		—	—	—	—

### 来場者数

開場 1		開場 2		開場 3		開場 4		総数		累計数		責任者
大人	子供	大人	子供	大人	子供	大人	子供	大人	子供	大人	子供	監視員名
								合計		合計		
備考		給水		今日(朝) 開始前				減菌剤				
				今日(夕) 終了後								
				本日 使用水量				珪藻土				
				累計 使用水量				DPD試験薬				

## 公民館プール医務日誌

公民館

日付	曜日	時刻	氏名	連絡先	年齢	状況	傷病内容
7/20		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/21		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/22		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/23		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/24		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/25		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/26		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/27		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/28		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/29		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/30		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
7/31		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/1		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/2		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/3		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/4		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/5		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/6		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/7		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/8		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/9		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/10		：	該当者なし		歳		
		：			歳		

## 公民館プール医務日誌

公民館

日付	曜日	時刻	氏名	連絡先	年齢	状況	傷病内容
8/11		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/12		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/13		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/14		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/15		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/16		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/17		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/18		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/19		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/20		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/21		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/22		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/23		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/24		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/25		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/26		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/27		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/28		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/29		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/30		：	該当者なし		歳		
		：			歳		
8/31		：	該当者なし		歳		
		：			歳		

## 日常安全点検表

施設名	プール名		
点検者	点検日	年 月 日( )	時 分
点検項目	点 検 内 容		点検結果
統括責任者	プールを安全に開場できる状態であるか		適 否
	従事者を適正に配置させたか		適 否
	従事者へ連絡事項等のミーティングをおこなったか		適 否
	委託先へ業務終始連絡及び安全確認を伝えたか		適 否
監視員	監視員として知識・資格を有しているか		適 否
	制服、帽子等で監視員と認識できる服装であるか(笛、拡声器等を備えているか)		適 否
	緊急連絡(フロー)は従事者全員が把握しているか		適 否
	救命具等の配置場所を従事者全員が把握しているか(AED, 救急箱など)		適 否
従事者の教育	従事者に対してそれぞれの役割を認識、確認させているか		適 否
	従事者に対して事前講習会をおこなったか		適 否
	緊急時の実技訓練は行ったか		適 否
管理日誌	水質日誌、業務日誌等を備えてあるか		適 否
清掃	プール水槽及びプールサイドの清掃を行い衛生的であるか		適 否
	トイレ、機械室、ロッカー室は、清掃を行い衛生的であるか		適 否
	プール周辺の清掃をおこなったか		適 否
	トイレ、ロッカー室の防除作業をおこなったか		適 否
安全確認	プール水槽及びプールサイドに危険箇所や異物等はないか		適 否
	蓋等や、吸込み防止金具はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか		適 否
	排(環)水口は、給排水溝付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか		適 否
	利用者の導線に危険箇所や異物等はないか		適 否
	監視台には破損箇所等ないか		適 否
循環浄化設備	濾過装置等は正常な運転が可能であるか		適 否
	薬剤の保管場所は適当か		適 否
	薬剤の保管状況は良好か		適 否
	破損箇所、緊急修繕を行う箇所はないか		適 否
	換水		適 否
	ヘアーキャッチャー清掃		適 否
	消毒装置点検		適 否
	ろ過器の逆洗・ろ材の洗浄		適 否
	ろ過器と配管の生物膜除去		適 否
	残留塩素測定結果(1回目)		適 否
	残留塩素測定結果(2回目)		適 否
	水質検査		適 否
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか		適 否
換気設備	効果的な換気を行える換気設備があるか		適 否
	故障又は破損のものはないか		適 否
照明設備	照度が必要である箇所での照度は確保できているか		適 否
	故障又は破損のものはないか		適 否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか		適 否
情報案内	利用者に分かりやすいように掲示してあるか		適 否
その他	業務終始の報告を公民館職員におこなったか		適 否
	プール施設の施錠はおこなったか		適 否

# 完了届

令和 年 月 日

市川市長

住所

氏名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

市川市公民館プール監視等業務委託

---

2. 施行(納入)場所

市川市本行徳12番8号 本行徳公民館プール 外2館

---

3. 契約年月日

令和 年 月 日

4. 委託金額

円  
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日

令和 年 月 日